

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-231	諸外国（米国）における軍人の退職後給付等に関する調査	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月27日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年1月14日（水）（11:00）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年12月26日（金）18:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年1月9日（金）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

## 適合条件

### 1. 契約相手方の要件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- a) 入札を希望する者は、直近3年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関、又は民間企業において、外国軍隊に関連する調査研究等の役務の契約実績を有すること。

### 2. 業務従事者の要件

業務従事者の要件については、以下のとおりとする。

- a) 業務従事者のうち1名以上は、外国軍隊に関連する調査研究等の業務に従事した経歴を有し、かつ、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関に対するコンサルティング等の提案を行う役務に従事した経験を有すること。

### 3. 提出書類

1～2の条件を満たすことが客観的に示されているもの(形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする)。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については、虚偽の無いものとする。

### 4 提出部数

1部

### 5 提出期限

令和7年12月26日(金)まで

## 防衛省仕様書

			1/10
件名	諸外国（米国）における軍人の退職後給付等に関する調査	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年12月4日
		作成部課名	人事教育局厚生課

### 1. 総則

#### 1.1. 適用範囲

この仕様書は、「諸外国（米国）における軍人の退職等給付等に関する調査」（以下、「本役務」という。）について規定する。

#### 1.2. 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1による。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	退職後給付	退職金、年金、退職後の医療給付及び民間サービス等、退職後に受けられる公的給付及び民間サービスをいう。

#### 1.3. 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則

### 2. 本役務の必要性及び目的

自由民主党・日本維新の会の連立政権合意書において、「自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、自衛官の恩給制度の創設を検討する」とされており、自衛官の退職後給付について検討する必要がある。

本調査では、自衛官の退職後給付に関する検討の資として、諸外国における軍人の退職後給付等について調査するとともに、自衛官が現在加入している厚生年金と比較する等の調査を行い、報告書を作成することを目的とする。

### 3. 役務の実施内容

本役務として、次の項目を実施する。

#### 3.1. 調査の対象国

日本及びアメリカ合衆国について調査する。

#### 3.2. アメリカ合衆国の退職後給付の現状調査

年金、退職金、再就職に要する助成金、人員整理の手当金及び民間サービス等、退職後給付制度の概要を調査し、下士官、士官別に給付される金額のシミュレーションを行う。その際、アメリカの年金制度全般の概要について調査するとともに、一般国民及び他の公務員の同給付についても調査し比較を行う。

#### 3.3. 日本の過去の年金制度に基づく給付に関する概要等調査

日本の軍人における過去の年金制度に基づく給付概要として、支給要件、軍人の定年退職年齢及び現在の貨幣価値と比較した支給額について調査する。その際、受給者の階級別の割合及び平均的なモデルケースを示すとともに、一般文官や厚生年金受給者等と比較を行い報告するものとする。

#### 3.4. 年金の比較検討

かつて軍人が受給していた年金額と自衛官が現在加入している厚生年金受給額について、階級別の受給額の比較検討を行う。

### 4. 役務に関する要求

#### 4.1. 役務期間

契約締結日から令和8年3月27日までの期間とする。

#### 4.2. 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実にすることができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 上記 a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

#### 4.3. 契約相手方の要件

- a) 契約相手方は、直近3年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関、又は民間企業において、外国軍隊に関連する調査研究等の役務の契約実績を有すること。

#### 4.4. 業務従事者の要件

4.2 項 a)で示す業務従事者のうち1名以上は、外国軍隊に関連する調査研究等の業務に従事した経歴を有し、かつ、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関に対するコンサルティング等の提案を行う役務に従事した経験を有すること。

### 5. 役務の実施要領

#### 5.1. 業務従事者名簿の作成

契約相手方は、役務に従事させる者について、契約締結後直ちに、氏名、役職名、生年月日、年齢、業務経験年数及び本籍を記入した業務従事者名簿を2部作成し、官側に提出して承認を得るものとする。また、契約期間中に業務従事者に変更が生じた場合は、官側に報告し、変更分を提出するものとする。

#### 5.2. 作業実施計画書の作成

契約相手方は契約締結後速やかに、本役務に関する作業実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

#### 5.3. 定例会等の実施

契約相手方は、本役務に必要な事項や進捗について報告及び意見交換を実施するため、1月に1回を基準として定例会を行うものとする。

#### 5.4. 調査報告書の作成

契約相手方は、本役務の成果として、3項の各項目の実施結果について記載した調査

報告書を作成し提出するものとする。調査報告書は主に本役務の企画立案者向けに作成し、意思決定権者向けの要約版（エグゼクティブサマリー）を別添するものとする。

また、契約相手方は調査報告書の提出前に、5.5項に示す調査報告会において、調査報告書の説明を行うものとする。調査報告会において官側から調査報告書の内容に対する指摘事項があった場合、調査報告書に反映の上、提出するものとする。

### 5.5. 調査報告会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、表2に示す調査報告会等を実施するものとし、5.4項に示す調査報告書の説明に加えて、本役務の実施要領、進捗状況、方向性、課題及び対策、その他本役務に必要な事項について報告するものとする。また、調査報告会等の議事録を作成し、官の承認を得るものとする。

表2 調査報告会等

番号	名称	実施場所	実施時期	備考
1	中間報告会	防衛省 市ヶ谷地区	調査報告書（中間） 提出前	調査報告会で使用する資料は電子データ（CD-R又はDVD）にて提出するものとする。
2	最終報告会		令和8年3月下旬	

### 5.6. 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類等を官に提出するものとする。なお、調査報告書に不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は、同法等に基づき表示するものとする。

表3 提出書類

番号	名称	数量 <sup>(注1)</sup>	提出場所	提出時期	備考
1	業務従事者名簿	2部	人事教育局 厚生課	契約締結後直ちに	5.1項参照
2	作業実施計画書	2部		契約締結後速やかに	5.2項参照
3	議事録	2部		必要の都度	5.3及び5.5項参照
4	調査報告書（中間）	3部		（注2）	引用元は原則一次資料とする。
5	調査報告書（最終）	4部		令和8年3月27日	

（注1） うち1部は電子媒体にて提出するものとする。

（注2） 官側と調整の上、作業実施計画書において示すこと。

## 6. その他の指示

### 6.1. 提案書に基づく役務の実施

本役務では、本仕様書のほか、契約相手方が調達時に提案した事項を実施するものとする。

### 6.2. 監督・検査の要領

監督・検査は本仕様書に基づき、人事教育局厚生課の支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

### 6.3. 情報保全

6.3.1. 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。

6.3.2. 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。

### 6.4. 器材等

契約相手方は、本役務に必要な器材等を準備するものとする。

### 6.5. 聞き取り

本役務を実施する上で、有識者等への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、調査先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官と調整するものとする。

### 6.6. 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するに当たり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

### 6.7. 知的財産権及びその他の権利

a) 契約相手方は、この契約の履行に際して、第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。

b) 提出書類に関する著作権は官に帰属するものとする。また、契約相手方は著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を官に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方は、前記 d)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官が損害を受けた場合には、官は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官及び契約相手方は、著作権等の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

#### 6.8. その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- d) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。